

令和4年1月26日

福島 みずほ 議員事務所 御中

文部科学行政に関しまして、日頃より御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

放射線副読本に関する御質問に対する回答につきまして、別添のとおりお届けいたします。

今後とも、よろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。

<本件担当>

1～5について

文部科学省初等中等教育局

教育課程課教育課程第二係

電話：(直通) 03-6734-2613

6について

文部科学省初等中等教育局

教育課程課企画調査係

電話：(直通) 03-6734-2565

1. 放射線副読本の会計と作成部署について

(1) 福島事故後の平成 23 (2011) 年度に作成された放射線副読本は、文科省研究開発局作成 (外部委託)、財源は電源開発特別会計、第 2 版 (平成 25 年度作成) 文科省初等中等局作成、財源は初等中等局の一般会計、第 3 版 (平成 30 年度作成) は文科省初等中等局作成、財源は東日本大震災復興特別会計、今回は文科省初等中等局作成、財源は東日本大震災復興特別会計、来年度 2022 年度の放射線副読本の予算 (案) の財源は文科省初等中等局の一般会計、以上で間違いありませんか。間違いがあれば、教えてください。

(回答)

以下の内容以外は、間違いはありません。

- 平成 23 (2011) 年度に作成された放射線副読本の財源はエネルギー対策特別会計となります。
- 令和 4 (2022) 年度の予算案には、放射線副読本の作成、配布に係る経費は計上しておりません。

(2) 放射線副読本の財源が転々と変わっているのは何故なのか、通常ありえることなのか。それぞれの予算の目的を説明し、その目的に合致した副読本の作成なのか、別の財源に変更しても合致する正当性があるのかも含めて説明してください。

(回答)

放射線副読本の作成は、それぞれの予算の目的に照らして、適切に措置されています。それぞれの予算の目的は以下のとおりです。

- 【平成 23 年度作成放射線副読本】原子力に関する教育の取組の充実を図るため、各地域等が行う学校教育の場などにおける原子力に関する知識の習得、思考力・判断力の育成のための取組への支援を実施する。(平成 24 年行政事業レビューシートより)
- 【平成 25 年度作成放射線副読本】事故後の状況や放射線に関する教材等に対する教育現場のニーズを踏まえつつ、児童生徒等が放射線に関する科学的な知識を身につけるとともに、理解を深めることができるよう、放射線に関する指導方法に関する検討を行い、放射線に関する総合的な教育の推進を図る。(平成 26 年行政事業レビューシートより)
- 【平成 30 年度作成、令和 3 年度作成放射線副読本】国として、学校・地域の実情等に応じた多様な放射線に関する教育を支援するため、放射線副読本を改訂・配布し、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるようにする。(平成 31 年度行政事業レビューシートより)

なお、御指摘の『通常ありえることなのか』については、『通常』の意図するところが不明確ですので、お答えすることが困難です。

(3) 2021 年度予算の目的には「学校における放射線に関する教育の支援として放射線副読本を普及」とありますが、2022 年度予算案では「放射線副読本の活用促進に係る経費」として 0.3 億円が計上されています。違いは何ですか。

(回答)

御指摘の『2021 年度予算の目的には「学校における放射線に関する教育の支援として放射線副読本を普及」とあります』や『2022 年度予算案では「放射線副読本の活用促進に係る経費」

として0.3億円が計上されています』は、具体的に何についてお尋ねなのかが不明確ですので、お答えすることが困難です。

(4) これまで3回発行した副読本について、全国の学校への配布の状況を教えてください。送付する場合は学校単位なのか自治体単位なのか、どのような自治体、学校へ送ったか、送った数はどのくらいか、送った日付などを明示してください。また、文科省から学校に活用の報告、使用状況等を提出してもらっていますか。していれば、そのまとめた内容をお知らせ下さい。

(回答)

御指摘の『これまで3回発行した』については、『3回』の意図するところが不明確ですので、お答えすることが困難です。

2. 今回の放射線副読本の改訂について

(1) 今回の放射線副読本の改訂は、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」(令和3年8月24日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議)中の(2)具体的な対策⑥「教育現場における理解醸成に向けた取組の強化」に従ったと考えるが、正しいか。違うのであれば、改訂の理由を教えてください。

(回答)

今回の放射線副読本の改訂に当たっては、最新の状況を踏まえた時点更新を行うとともに、復興が進展している被災地の姿の紹介やよりわかりやすいデジタルコンテンツへの対応などについて検討を行ったものです。

このうち、復興が進展している被災地の姿の一つとして、福島第一原子力発電所の廃炉作業の進展を紹介するため、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」(令和3年4月13日廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議)や「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の処分に伴う当面の対策の取りまとめ」(令和3年8月24日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議)も踏まえ、関係府省庁と連携し、内容の検討を行いました。

(2) 今回の改訂版の12ページに、「廃炉に向けた課題」としてトリチウム汚染水の海洋放出について記述されているトリチウム汚染水の海洋放出については、福島県民や全漁連の反対にもかかわらず、福島県漁連との約束を無視して政府が強行しようとしているものであり、政府のトリチウム汚染水の海洋放出を正当化し後押しするような一方的な押し付けであって、教育の中立性に反すると考えるがいかがか。政府の見解を一方的に教えるのが学校教育の方針なのかどうか、様々な意見、課題があることも含めて生徒に提示する必要があるのではないか。

(回答)

御指摘の放射線副読本12ページ「廃炉に向けた課題」については、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」において、「風評影響への対応については、(略)政府一丸となって、決して風評が固定化することのないよう対策を講じていく。」とされたことを踏まえ、関係府省庁の協力を得るとともに、

児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、学校関係の有識者や放射線の専門家等の御意見をうかがって、科学的な根拠に基づき、児童生徒の発達段階に応じて表現を工夫しながら、必要な内容を精選したものです。

この副読本が、児童生徒が放射線に関する科学的な理解を深めるための一助になり、副読本で学んだ内容をもとに様々なことを考えるきっかけとなることを期待しています。

3. 今回新たに加筆された、トリチウムを含む放射性の廃液の海洋放出の部分（12 ページ）について質問します。（中略）

（1）下線①、②によると、現在も「継続的な注水」が必要で、「放射性物質を含んだ水が発生している」と読める。これは事実か、出典も含めてお答えください。実際には、すでに汚染水の発生はかなりコントロールされており、貯蔵タンクのリプレイスなど工夫すれば十分保存できる状態ではないのか、回答願います。

（回答）

放射線副読本は、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、学校関係者の有識者や放射線関係の御意見をうかがって、科学的な根拠に基づき、児童生徒の発達段階に応じて表現を工夫しながら、必要な内容を精選したものです。なお、御指摘の『実際には、すでに汚染水の発生はかなりコントロールされており、貯蔵タンクのリプレイスなど工夫すれば十分保存できる状態ではないのか』のような、放射線教育及び放射線副読本の以外の質問については、回答する立場にありません。

（2）下線③は、閣議決定を指すと考えられますが、福島県民の意見は放出に反対が多数であり、地元漁連だけでなく、全漁連も反対を強く表明しています。この事実を生徒に知らせ、よく考えさせることが文科省の目指すべき「教育」ではないのか、見解をお示し下さい。

（回答）

放射線副読本 12 ページ「廃炉に向けた課題」については、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」において、「風評影響への対応については、（略）政府一丸となって、決して風評が固定化することのないよう対策を講じていく。」とされたことを踏まえ、関係府省庁の協力を得るとともに、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、学校関係の有識者や放射線の専門家等の御意見をうかがって、科学的な根拠に基づき、児童生徒の発達段階に応じて表現を工夫しながら、必要な内容を精選したものです。

この副読本が、児童生徒が放射線に関する科学的な理解を深めるための一助になり、副読本で学んだ内容をもとに様々なことを考えるきっかけとなることを期待しています。

（3）下線④は、中高生も指導者も理解に苦しむような、教科書検定に通りそうにない文章です。誰が「風評」を作るのか、誰が「心配」しているのか、しっかり書くべきではないか。御説明ください。

（回答）

放射線副読本は、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、学校関係者の有識者や放射線関係の御意見をうかがって、科学的な根拠に基づき、児童生徒の発達段階に応じて表現を工夫しながら、必要な内容を精選したものです。

(4) 下線⑤に関して、トリチウムを取り除けないことがこれまで放射性物質汚染水を貯蔵してきた主たる理由であったこと、そして今後トリチウムを全て放出する方針であることを隠しておくのか。この副読本6ページにはトリチウムの半減期が12.3年と示されており、100年程度でかなり減衰するとわかります。貯蔵を100年かもう少し長く継続するという選択肢も考慮させるべきではないのか。

(回答)

御指摘の『トリチウムを取り除けないことがこれまで放射性物質汚染水を貯蔵してきた主たる理由であったこと、そして今後トリチウムを全て放出する方針であることを隠しておくのか』や『貯蔵を100年かもう少し長く継続するという選択肢も考慮させるべきではないのか』のような、放射線教育及び放射線副読本の以外の質問については、回答する立場にありません。

(5) 下線⑥について、「希釈して放出」することは、公害対策や毒物の処分において避けるべきとされているのではないかと考えられます。一般的に薄めないで処理するのが最も効率的であると考えられます。文科省の意見を求めます。

(回答)

御指摘の『「希釈して放出」することは、公害対策や毒物の処分において避けるべきとされているのではないかと考えられます。一般的に薄めないで処理するのが最も効率的であると考えられます。』のような、放射線教育及び放射線副読本の以外の質問については、回答する立場にありません。

(6) 下線⑦について、太平洋周辺諸国から汚染水放出に対する抗議が上がっています。また、放射性物質が生物濃縮されることを国連科学委員会も指摘している。これらを見做してよいか、見解を示してください。

(回答)

御指摘の『太平洋周辺諸国から汚染水放出に対する抗議が上がっています。また、放射性物質が生物濃縮されることを国連科学委員会も指摘している。』のような、放射線教育及び放射線副読本の以外の質問については、回答する立場にありません。

(7) 下線⑧について、「科学的根拠や事実」として、文科省が参照した出典を示してください。一次資料でなくても、政府の文書でも結構です。

(回答)

下線⑧については、「東京電力ホールディング株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が参照されることを想定しています。

4.

今回一部リニューアルした放射線副読本では、批判の多かった放射線被爆の発がんの危険性を肥満や野菜を食べないことと比較した部分や医療放射線の被爆の大きいことをよいことであるかのように誤解させる部分などを全く改めなかった理由を教えてください。

また、最も重要なことである、公衆の被ばく限度が「1mSv/年」であることを放射線副読本ではしっかり説明していない。放射線の危険性を教え、被爆を少なくすることが文科省の「教育」に求められているのではないかと考えられます。あるいは、文科省は、「少しの被爆は被害がないので、気にしないように」という教育をしようとしているか、見解を示してください。

(回答)

放射線副読本は、児童生徒が放射線に関する科学的な知識を身に付け、理解を深めることができるよう、学校関係者の有識者や放射線関係の御意見をうかがって、科学的な根拠に基づき、児童生徒の発達段階に応じて表現を工夫しながら、必要な内容を精選したものです。

5. 今後懸念すること

福島では今後放射性物質汚染土の処分が問題となる。環境省は2022年度からの重要課題として、全国各地での汚染土の利用をあげている。今後、放射線副読本に汚染土についての記述を追記する予定はありますか、教えてください。

(回答)

今後の改訂については未定です。回答を控えさせていただきます。

6.

放射線副読本はこれまでの副読本の扱いと異なっており、政府や政府与党の意向を学校で教える手段となっているように見える。他の副読本と比較するため以下のことを教えてください。文科省が作成し、学校に送付した放射線以外の「副読本」について、2021年度のもの名称と送付の状況を教えてください。また、最近でいいのですが、他の年度に放射線副読本と似た扱いの教材があれば教えてください。

(回答)

補助教材担当課において省内に確認したところ、文部科学省が作成し、2021年度に学校に送付した副読本を含む補助教材は下記のとおりです。

なお、他の年度の「放射線副読本と似た扱いの教材」については、「似た扱い」の意図するところが不明確ですので、回答できません。

補助教材名称	送付先	送付時期
私たちが拓く日本の未来～有権者として求められる力を身に付けるために～	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部の令和3年度第1学年	令和3年6月以降順次送付
新学習指導要領対応小学校外国語活動教材 Let's Try! 1,2	小学校のうち、希望があった学校の令和4年度第3・4学年	令和4年1月～3月
クイズで まなぼう！ たいせつないのちとあんぜん	小学校及び特別支援学校小学部の令和4年度第1学年	令和4年2月下旬以降順次送付